

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		社会福祉法人に対する助成
根拠法令及び条項		社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例第2条 (助成の申請手続) 第2条 社会福祉法人が助成を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 理由書 (2) 助成を受けて実施しようとする事業の計画書及び収支予算書 (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書 (4) その他市長の定める書類
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審 査	関係条項	同条例施行規則第2条及び3条 (助成の対象となる事業) 第2条 助成の対象となる事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第22条の規定に基づき設立された次に掲げる社会福祉法人(以下「社会福祉法人」という。)が行う社会福祉事業とする。 (1) 社会福祉協議会 (2) 私立保育所 (3) 老人福祉施設 (4) その他特に市長が必要と認める社会福祉法人 (助成の内容) 第3条 助成は、施設及び設備の整備費並びに施設の運営費として、当該年度の予算の範囲内で市長が定める額を社会福祉法人に交付して行うものとする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 「その他特に市長が必要と認める社会福祉法人」 社会情勢や市の財政事情に応じて申請の出された時点で判断することが望ましいと考えられ、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であることから、未設定 2 「当該年度の予算の範囲内で市長が定める額」 (1) 人件費補助については市職員の給与体系に準じた額としている。 (2) 活動費補助については、社会情勢や市の財政事情に応じて毎年変化しているため基準設定は困難であることから未設定
準	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和4年7月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)